

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年12月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第41号 農地法第3条の規定による許可について
議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
議案第45号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第39号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について
報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第41号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 山田 友樹 | 2番 井野 容次 | 3番 近藤 庄次 | 5番 加藤ふく子 |
| 6番 加藤 彰夫 | 7番 塚本 忠 | 8番 山本 坂一 | 9番 山田 正子 |
| 10番 杉本 常男 | 11番 神谷 友裕 | 12番 塚本 信子 | 13番 酒井 行教 |
| 14番 杉浦 俊広 | | | |

欠席者 1名

| |
|----------|
| 4番 近藤 輝彦 |
|----------|

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 近藤 俊彦 | 2番 神谷 修二 | 3番 近藤 靖 | 4番 岡村 信幸 |
| 5番 戸田 一成 | 6番 杉浦 克己 | 7番 三浦 和博 | 8番 尾嶋 二郎 |
| 9番 杉浦 克敏 | 10番 清水 文高 | 11番 平野 正美 | 12番 高須 哲也 |
| 13番 稲垣 重雄 | | | |

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 2 番 井野 容次 3 番 近藤 庄次

議 事

議 長 はじめに、議案第 45 号整理番号 160 を上程します。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、井野容次委員は退席をお願いします。

(井野容次委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

7 ページをお願いします。

議案第 45 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号 160]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年2月1日から令和12年11月30日まで

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 元刈谷地区の賃料は3,000円のままでですか。

委員

事務局 本人にも確認していますが、金額に変更はありませんでした。

議長 統一ルールのようなものはないのですか。

事務局 賃料については当事者間での取り決めになりますので、地域等による単価はあくまで参考ということになります。

議長 その他、異議質問等ありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第45号整理番号160を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第45号整理番号160を原案通り決定します。

(井野容次委員着席)

議長 つぎに、議案第45号整理番号171から179までを上程します。

なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。

委 員

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

10ページをお願いします。

議案第45号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号171]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

以下、18ページの〔整理番号179〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第45号整理番号171から179までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第45号整理番号171から179までを原案
委 員 のとおり決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第41号から議案第45号及び報告第37号から報告
第41号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
1ページをお願いします。
議案第41号
農地法第3条の規定による許可について

[受付番号15]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

買収に伴う代替用地取得のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 6.7 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 16]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 1.78 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 17]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

買収に伴う代替用地取得のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 6 6 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 1 8]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

耕作地継承のため所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 2 9 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 1 9]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 9 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3 ページをお願いします。

議案第 4 2 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について

[受付番号 3]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅建築

申請地は、一里山市民館の南約 80 m のところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が 40 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族 2 人で暮らしていますが、三和油化工業株式会社の事業拡大に伴い自宅を売却したため、市街化調整区域内ではありますが、自己住宅 77.84 m² を整備したく、本申請に及んだもののです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4 ページをお願いします。

議案第 4 3 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

[受付番号 21]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸人)

● ● ● ●

(借人)

● ● ● ●

(転用事由)

駐車場

申請地は、一里山市民館の西約 380m のところに位置しています。

農地区分は、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、名古屋市に本社を置き、主に建築用金属製品の製造業及び卸売業を営む法人で、刈谷市一里山町に工場があります。現在使用している駐車場が工場から離れていることや駐車できる台数が不足していることから、新たに駐車場用地の確保が必要となりました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、駐車場 20 台分として 36 m² を整備したく、本申請に及んだものです。

5 ページをお願いします。

議案第 44 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号 9]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(主たる従事者)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(原因)

故障（令和7年11月25日）

6ページをお願いします。

議案第45号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号157]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年2月1日から令和10年11月30日まで

以下、10ページの〔整理番号157から159及び161から170〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

19ページをお願いします。

報告第 37 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

[受付番号 34]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(転用事由)

共同住宅建築

20 ページをお願いします。

報告第 38 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

[受付番号 102]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅建築

以下、24 ページ [受付番号 122] までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

25ページをお願いします。

報告第39号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

[整理番号1]

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

ピーマン、葉物野菜

(生産収量)

10,000kg、7,000kg

(反収)

4192.8kg、2190.9kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

26ページをお願いします。

報告第40号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号235]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和7年11月21日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、27ページ〔整理番号238〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

28ページをお願いします。

報告第41号

農地改良届出について

〔受付番号13〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和7年11月28日から令和8年2月17日まで

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

議長 議案第41号整理番号18の件について、耕作地継承とありますが、相続ではなく生前贈与ですか。

事務局 そのとおりです。

議長 生前贈与する理由が何かあったのですか。贈与税がかなりかかるのではと思うのですが。

事務局 理由までは不明ですが、贈与税に関しては申請者に確認済みで問題ないと聞いております。

加藤ふく子 畑に倉庫を置いてもよいかという相談を受けていますが、可能なのでしょうか。

事務局 地面が農地としてそのまま活用できるかが判断基準になるため、基礎を打って倉庫を建てた場合等はすぐに農地への復旧ができないことから転用の手続きが必要になりますが、コンクリートブロックなどで簡易的に作られた倉庫である場合等は問題ないという判断もできます。

加藤ふく子 その倉庫の大きさなどに制限はあるのですか。

委員

事務局 面積などの基準はありませんが程度によるところもありますので、状況によってそれぞれ判断することになるかと思います。

加藤ふく子 農地パトロールの際にそういったものも確認したほうが良いですか。

委員

事務局 その場で判断は難しいと思いますので、その内容を報告していただければこちらで現場確認したうえで判断していきます。

議長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第41号から議案第45号及び報告第37号から報告第41号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第41号から議案第45号及び報告第37号から報告第41号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会長 _____

2番 _____

3番 _____

本会議に参与した者

事務局長

近藤 浩

係長

酒井 武士

主事

加藤 立紀